

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(7) 得点の特別処理

ア 理数科及び普通科の理数コースにおいては数学の得点を、英語科並びに普通科の英語コース及び国際コースにおいては英語の得点を2倍にして処理する。

イ 職業教育を主とする学科においては、学科の特性に応じた教科の得点を2倍にして処理することができる。

ウ 全日制の単位制高等学校（総合学科を含む。）においては、次の（A）、（B）のいずれかを選択することができる。

（A）5教科の中で、得点が高い方から2教科の得点を2倍にして処理する。

（B）5教科の中で、生徒があらかじめ申告した2教科の得点を2倍にして処理する。

(8) 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス及び実技検査に必要な用具を持参すること。ただし、分度器つき定規、分度器つきコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能をもつ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持込みは許さない。

(9) その他

出願の手続をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身中学校長によって証明された者については、出願先の高等学校校長は、この学力検査に代わる他の適当な措置を講ずることができる。

9 実技検査、面接及び健康診断

(1) 実技検査を実施する場合は、平成14年3月7日（木）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。検査の細目については、県教育委員会の承認を受けて当該高等学校校長が定める。

(2) 面接を実施する場合は、平成14年3月7日（木）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

(3) 高等学校校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

10 海外帰国子女等の取扱い

高等学校校長は、海外帰国子女及び引揚子女が県立高等学校を志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

11 身体に障害がある受検者への配慮事項

中学校長は、身体に障害があるため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに志願予定の高等学校校長へ連絡すること。

高等学校校長は、通常の学力検査の方法では受検が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。